

## 経済産業研究所入札心得

### (趣旨)

第1条 経済産業研究所（以下「当研究所」という）の所掌する契約に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

### (仕様書等)

第2条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。

- 2 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- 3 入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

### (入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金の納付は、全額免除する。

### (入札の方法)

第4条 入札者は、別紙様式による入札書類を直接に又は郵便で入札公告で指定された日時までに提出しなければならない。

(注) 郵便入札は、本調達では適用せず。

### (入札書類の記載)

第5条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (直接入札)

第6条 直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ密封し、その封筒の表に入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び件名を記載し、入札公告で指定された日時までに提出しなければならない。この場合において、入札者に求められる義務を満すことを証明する必要がある入札にあたっては、入札書とは別に証明書及び添付書類を当研究所担当者等に提出しなければならない。

- 2 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を書面により提出しなければならない。

### (競争参加資格者の制限)

第7条 当研究所は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項号に掲げる者を入札に参加させることができない。

- 2 当研究所は、次の各号に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間入札に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。
  - 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
  - 二 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合した者。
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。
- 七 前各号に該当する事実があった後、一般競争に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支払人その他の使用人として使用した者。

(郵便入札) (注) 本調達では適用せず。

第8条 郵便入札を行う場合には、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名、入札件名及び開札日時を表記し、表封筒に入札書在中の旨朱書きし、仕様書等を添付することとされた入札又は調達物品と同等のものであることを証明する必要がある入札にあっては、入札書とは別に当該関係書類を入札担当者等あての書留で郵送しなければならない。

(条件付きの入札)

第9条 全省庁統一の一般競争に係る資格審査の申請を行ったものは、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

(入札のとりやめ等)

第10条 入札参加者が連合又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。

(入札の無効)

第11条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- 一 競争に参加する資格を有しない者による入札
- 二 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- 三 委任状を持参しない代理人による入札
- 四 記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる)を欠く入札
- 五 金額を訂正した入札
- 六 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 七 明らかに連合によると認められる入札
- 八 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- 九 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が当研究所の審査の結果採用されなかった入札
- 十 入札書受領期限までに到着しない入札
- 十一 暴力団排除に関する誓約事項(別記)について、虚偽が認められた入札
- 十二 その他入札に関する条件に違反した入札

(開 札)

第12条 開札には、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

(調査基準価格、低入札価格調査制度)

第13条 工事請負その他の契約について相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれ

があると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という）に満たない場合とする。

一 工事請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲で入札担当者等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

二 前号以外の契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額

（注）本調達では同条第二項を適用する。

2 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という）した者は、事後の資料提出及び入札担当者等が指定した日時及び場所で開催するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という）に協力しなければならない。

3 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

（落札者の決定）

第14条 有効な入札を行った者のうち、入札金額が予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。

3 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（再度入札）

第15条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、再度入札の提出期限までに入札のない場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

（同価格の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定）

第16条 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者又は第12条ただし書きにおいて立ち会いをした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書の提出）

第17条 落札者は、当研究所から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる）し、落札決定の日から10日以内（期間終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない）に当研究所担当者に提出しなければならない。ただし、当研究所担当者が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

2. 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

（入札書等に使用する言語及び通貨）

第18条 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（落札決定の取消し）

第19条 落札決定後であっても、この入札に関して談合その他の事由により正当な入

札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

(その他)

第 20 条 仕様書において特に指定のない限り、新品による納入とする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の契約の相手方として不適当な者のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
  - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき